

交通政策審議会第11回海事分科会

説明資料

国土交通省海事局

平成18年7月28日

今後の海事行政の目指すべき方向性

わが国海運をめぐる経済社会状況の変化

- 海上荷動量の世界的拡大
- アジア発着航路、アジア域内港湾のウェイトの高まり
- わが国商船隊の日本籍船の比重の低下
- 日本人船員の激減
- 効率的な海上輸送システムの構築・モーダルシフトの要請の高まり
- 内航船舶の少子高齢化
- 旅客船事業や離島航路事業の経営状況悪化
- 安全・環境・保安への要請の高まり
- 安全規制等国際的な取り組み強化の必要性の増大
- 国際競争力ある産業の育成への要請の高まり
- 研究開発基盤の強化・生産技術の高度化への要請の高まり
- 船舶技術者の高齢化

海事行政のミッション

安全で円滑な人と物資の輸送の確保

課 題

● わが国商船隊による安定輸送の確保

- 船員教育のあり方の見直し
- 船・機長配乗要件の見直し
- 日本人船員の確保育成

- 次世代内航船の開発・普及
- 内航船舶の代替建造促進
- 旅客航路事業の活性化（離島航路と観光施策とのタイアップ等）

- 運航管理制度
- 運輸安全マネジメント
- シップリサイクル対策
- 水先制度の抜本改革
- 造船産業の人材育成・造船技術の向上

- PSCの高度化
- IMOの加盟国監査
- ILO海事労働条約の国内法化に向けた検討

● 新外航海運政策検討会（「今後の外航海運政策」）

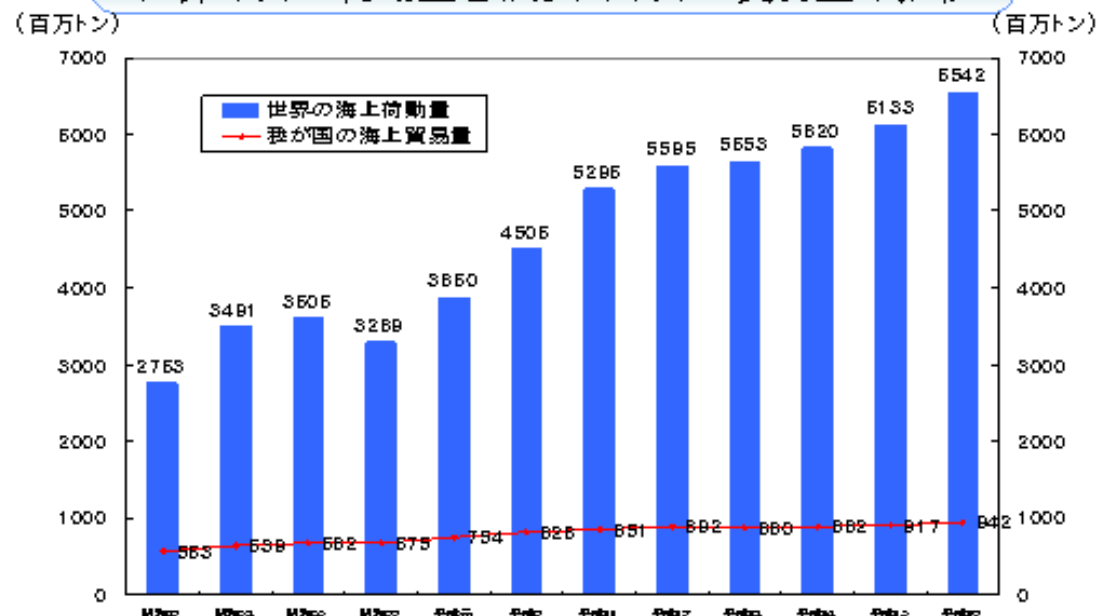
● 船・機長配乗要件の見直し等に関する検討会

- 内航船舶の代替建造促進に関する懇談会（「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」）
- 船旅の魅力再生のための懇談会

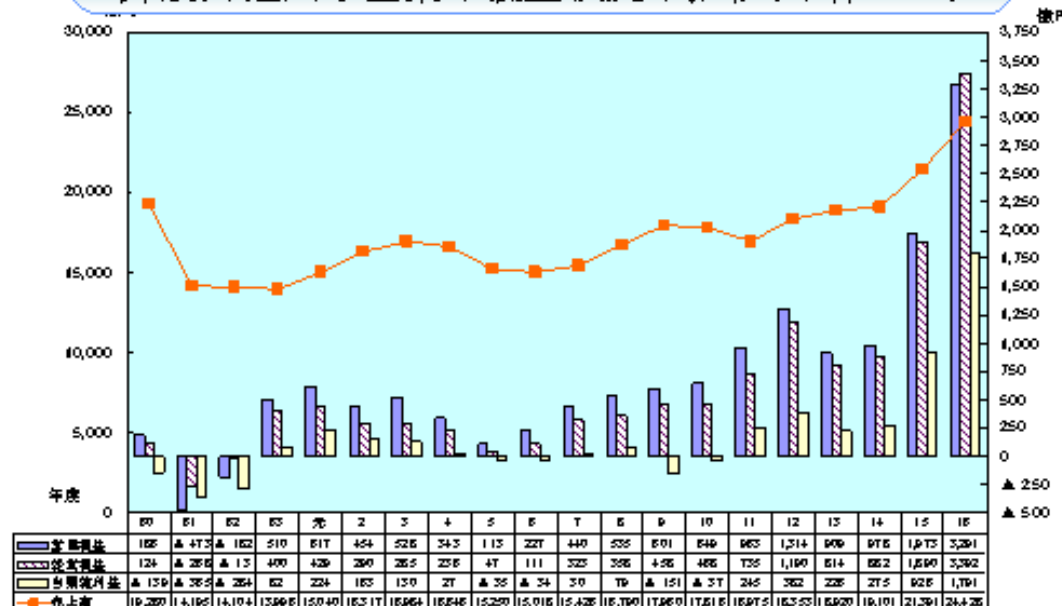
● 交通政策審議会（答申）（「水先制度抜本改革のあり方について」）

外航海運の現状

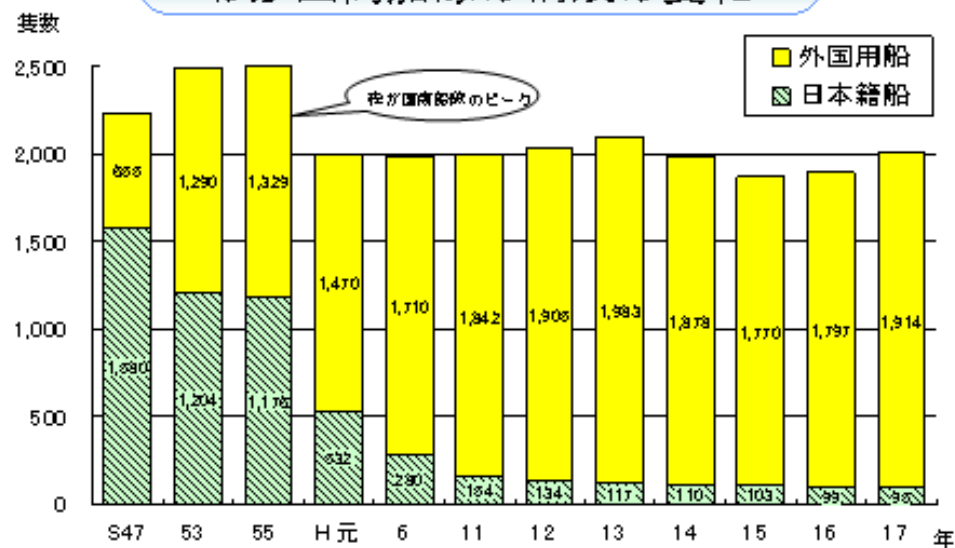
世界の海上荷動量とわが国の海上貿易量の推移



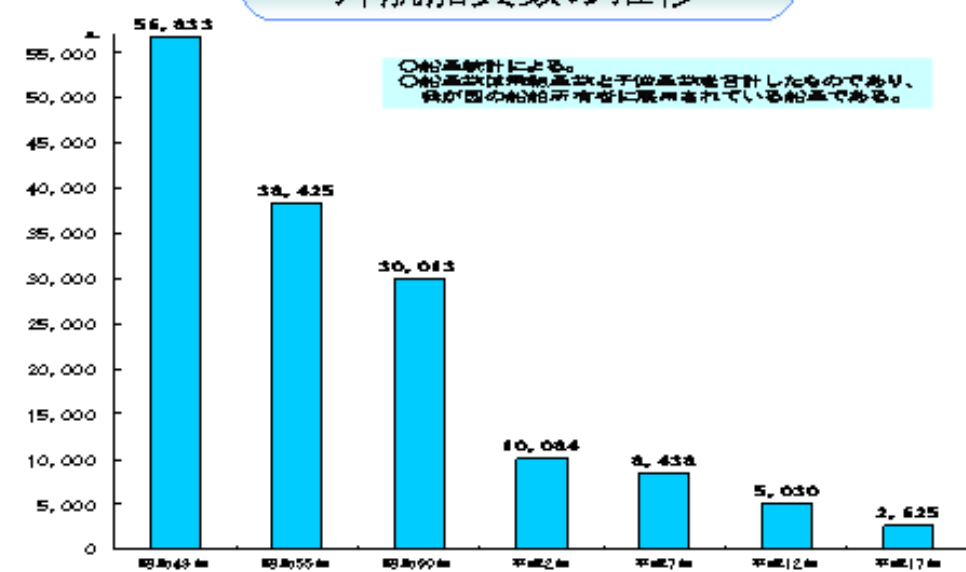
外航海運大手企業の損益状況の推移(単体ベース)



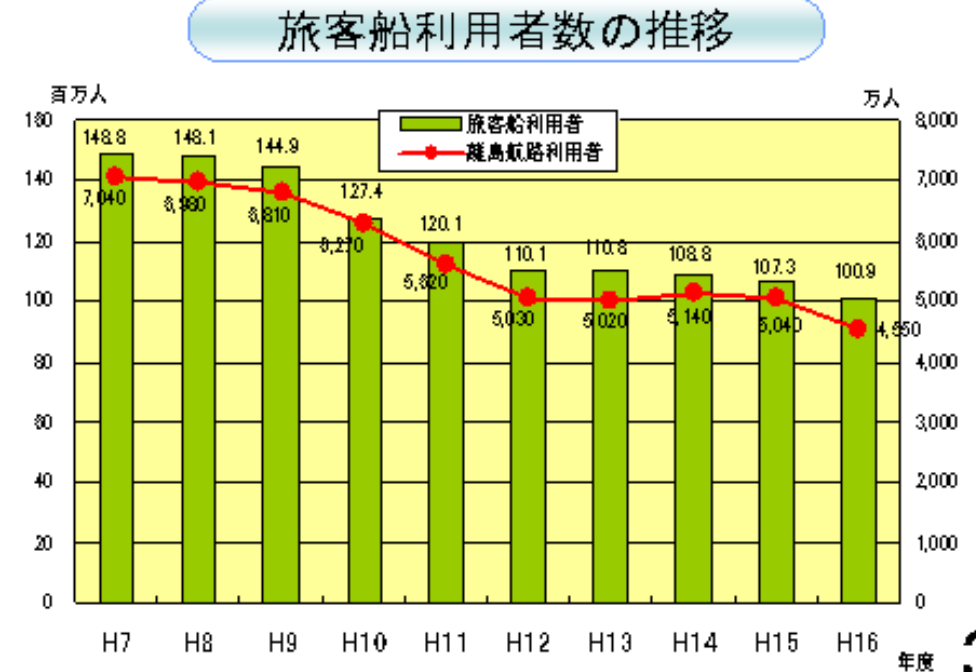
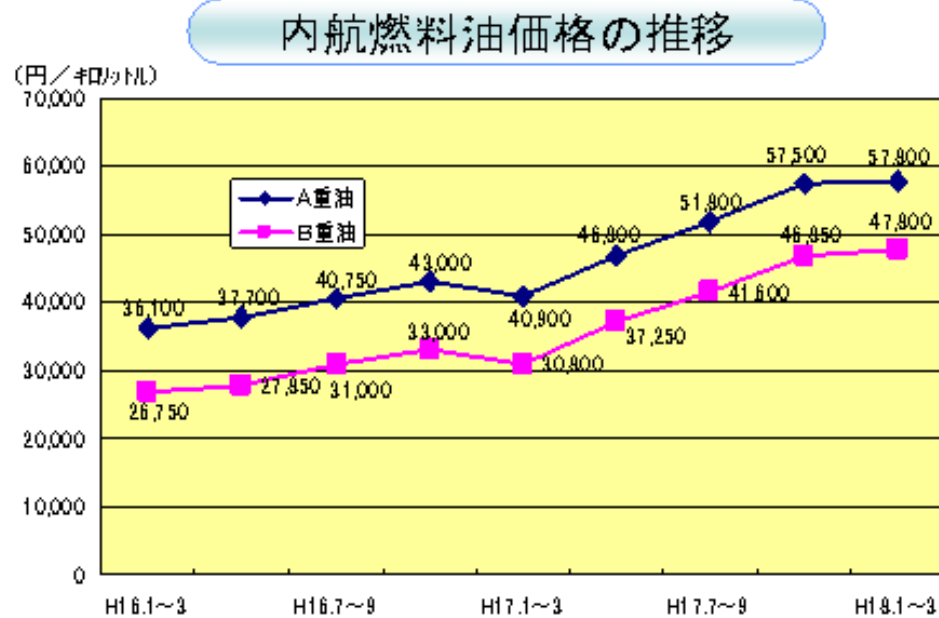
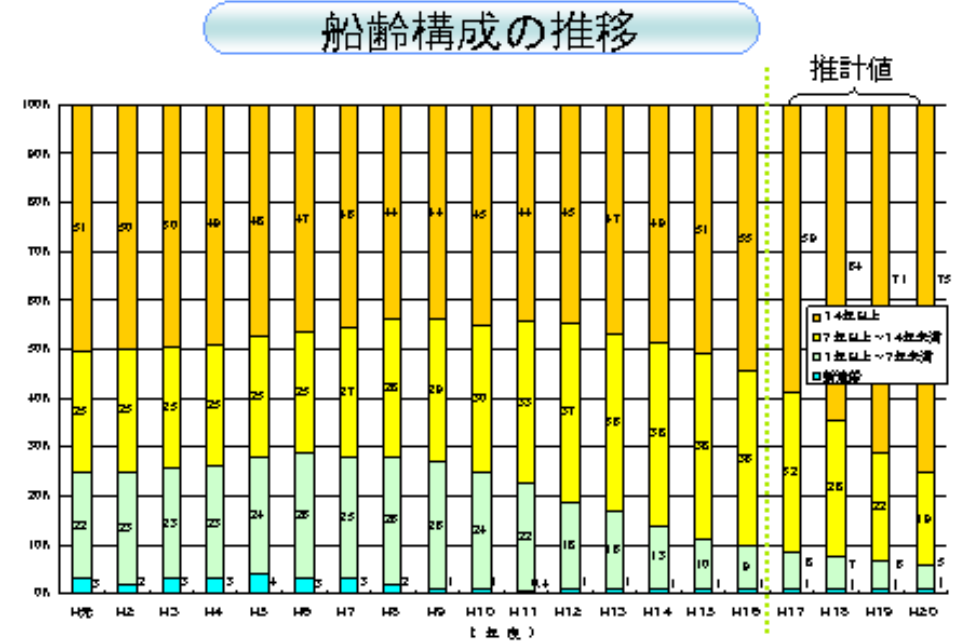
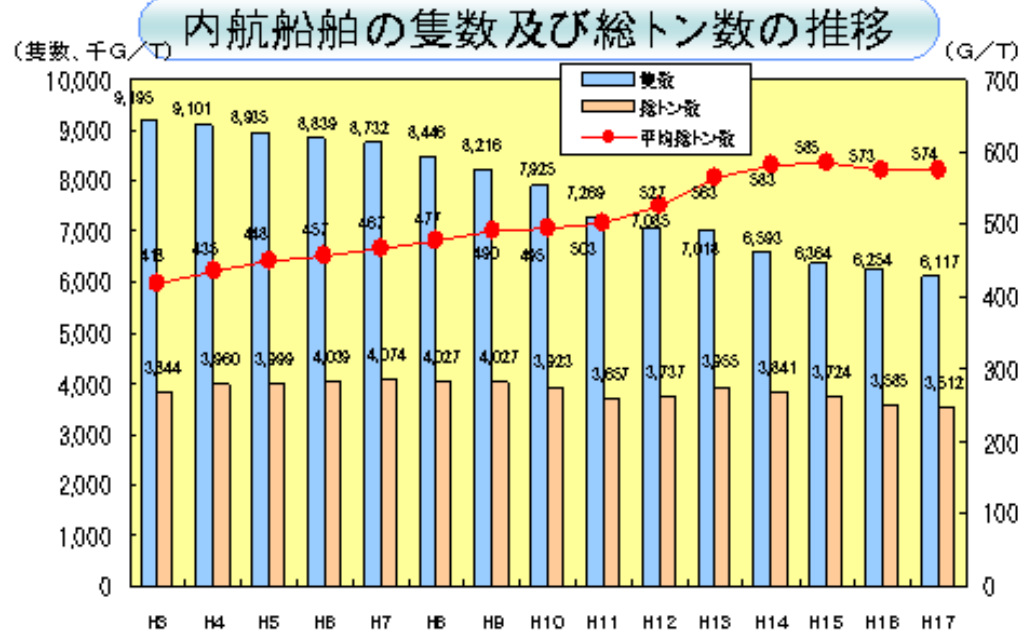
わが国商船隊の構成の変化



外航船員数の推移

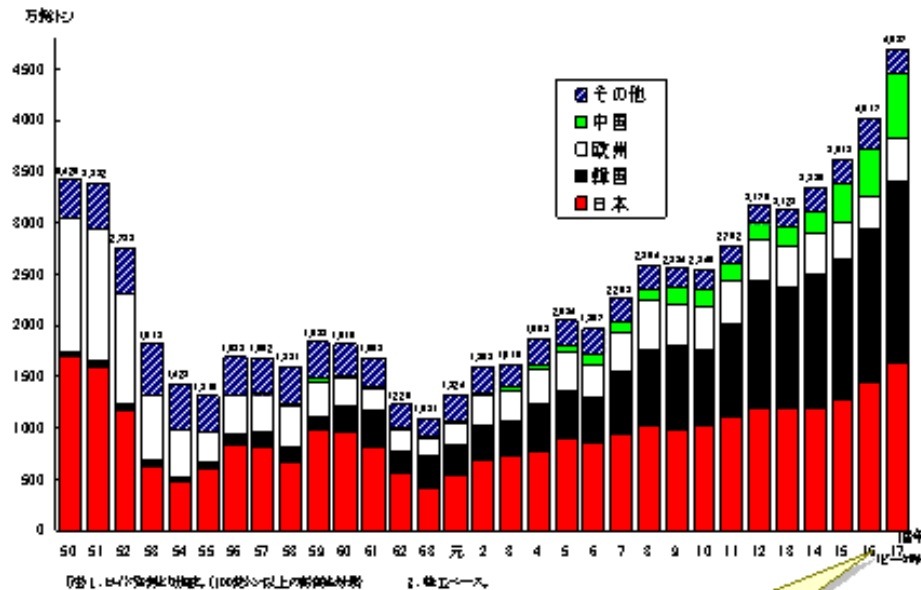


内航海運の現状



造船業の現状

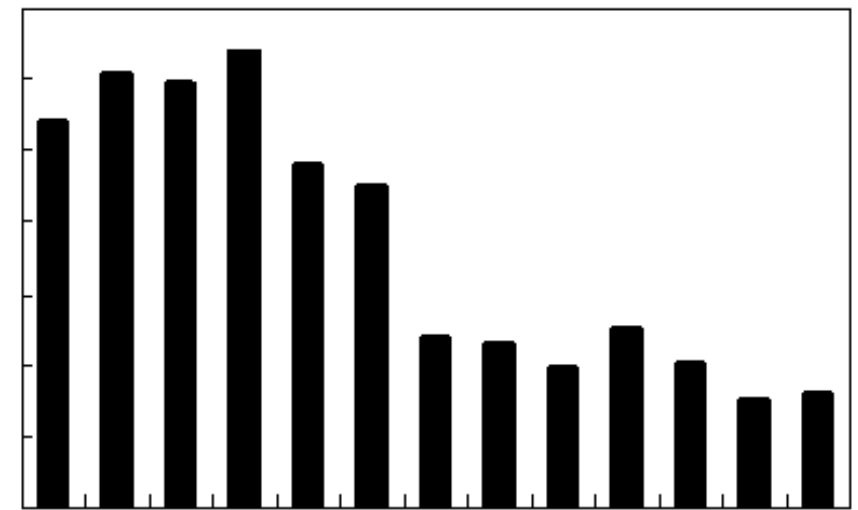
世界の新造船建造量の推移



我が国の中小型船建造量の推移

総トン

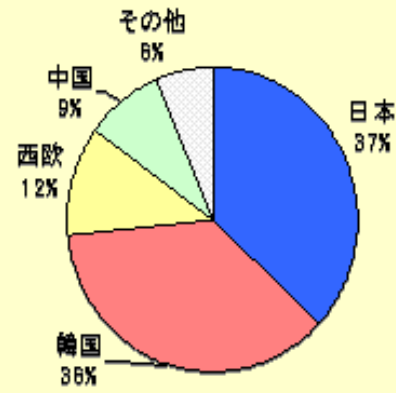
140,000
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0



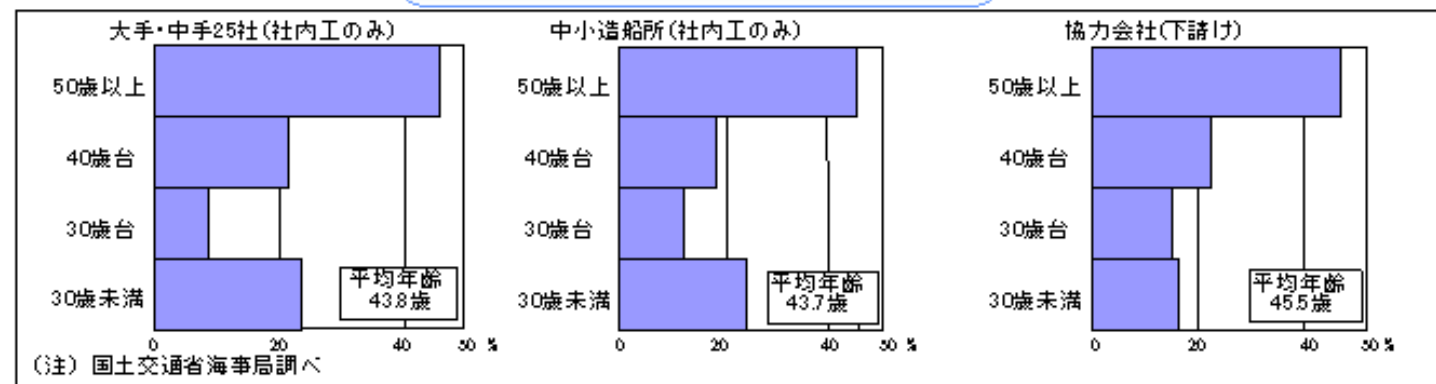
H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17

暦年

1998年～2005年平均



造船技能者の年齢構成



新外航海運政策

（「新外航海運政策検討会」報告書概要）

基本的な考え方

- ①出来る限り企業経営への国の介入を行わず、競争を通じて良好な輸送サービスの実現
- ②フェアで安定的な市場環境の確保
- ③安全・環境・保安対策の充実

具体的施策

（１）我が国商船隊による安定輸送の確保

- ①船長・機関長の配乗要件の見直しによる日本籍国際船舶の国際競争力向上
- ②日本籍船増加のためトン数標準税制の具体的制度の検討
- ③便宜置籍船に対し我が国管轄権を及ぼす制度の検討
- ④日本人船員の確保・育成のため、労使の新たな取り組みに対し支援

（２）外航海運発展のための環境整備

- ①独占禁止法適用除外制度の適正な運用
- ②WTO海運サービス交渉、経済連携協定等の交渉を通じた自由化の推進
- ③敵対的買収に対する対策の検討
- ④アジア諸国との連携強化

（３）安全・環境・保安対策の推進

- ①国際基準に則した安全・環境・保安対策の推進
- ②安全マネジメントの一層の推進
- ③ILO海事統合条約の早期発効・早期批准に向けた取組の推進
- ④外国船に対するPSCの効果的な実施
- ⑤マラッカ・シンガポール海峡対策の推進
- ⑥海賊・テロ対策の充実

船・機長配乗要件の撤廃 及び 日本人船員の確保・育成

国際船舶の配乗要件（現状）

- 国際船舶においては、STCW条約の締約国が発給した同条約に適合する資格証明書の受有者で国土交通大臣の承認を受けた者については、承認の際に指定を受けた就業範囲の範囲内において日本籍船（マルシップ方式）に乗り組むことが可能。
- 就業範囲の指定については、制度の運用として船長・機関長の職務については就業範囲として指定しないこととされている。

配乗要件の見直しの経緯

- 平成17年6月13日
労使において日本籍外航船舶の拡大とあわせ一対をなす、外航日本人船員（海技者）の確保・育成について共同して取り組む旨合意。
 - ・ 今後、新規に登録される日本籍外航船舶についての船・機長配乗要件の撤廃の国土交通省への申し入れ
 - ・ 外航日本人船員（海技者）の確保・育成のための実効ある新たな制度づくりへの取り組み 等
- 同年7月27日 労使より国土交通省へ同内容の申し入れ
- これを受け、「船・機長配乗要件の見直し等に関する検討会」を同年9月より4回にわたり開催。

配乗要件の見直しに係る検討の結果（平成18年4月14日）

- 国際船舶に係る船・機長配乗要件を制度上撤廃することについて、基本的には、法令上の観点及びこれまで配乗要件を設けていたこととの関係からみた問題点はないものと考えられる。
- 今後、今回の見直しに基づく措置を具体的に実施に移すに当たっては、その政策目的である日本籍外航船の維持・拡大に関する動向を踏まえ、外航日本人船員（海技者）の確保・育成策に関する労使の検討状況を勘案しつつ、船・機長配乗要件の撤廃に向けた実務的な問題の整理と並行して、関係者との間で十分な合意が図られることが必要である。

今後の取り組み

- 外航日本人船員（海技者）の確保育成策の検討整備の進捗状況を注視しつつ、来年度からの新規外航日本籍船の建造・登録に間に合わせるべく、関係通達の改正、承認試験の準備を行うなど、船・機長配乗要件の撤廃に関連する作業に着手。

日本人船員の確保・育成策の検討

- 平成18年5月23日
日本人船員（海技者）確保・育成に資するための施策の枠組みについて、労使で合意。
- 同年6月12日
日本人船員（海技者）の確保・育成等に関する申し入れ
- これを受け、現在、労使及び官三者による話し合いの場を持ち、日本人船員の確保・育成策について検討中。

内航船舶代替建造促進策

内航海運を取り巻く現状

代替建造が進まない現状

内航船舶の少子高齢化

- 新規建造数
325隻(平成 5年度)→46隻(平成16年度)
- 船齢14年以上の老朽船比率
55%(平成16年度)→75%(平成20年度(推計))

内航船建造造船所数の減少

93社(平成 5年度)→24社(平成16年度)

このまま放置すると...

代替建造の停滞に伴って生じる問題

- 効率性・環境など社会的要請に応えた安定輸送が困難
- 造船所など他の海事産業も含め連鎖的衰退
- 内航からトラックへの逆モーダルシフトの懸念

物流効率化、環境等の社会的要請に応えられる船舶への
代替を安定的・計画的に進めるための対策が必要

内航船舶の代替建造を促進するための方策について

～内航船舶の代替建造を促進するための懇談会取りまとめ
(平成17年12月)

代替建造促進を図るための検討を行い、

- ・産業物資キャリアの代替建造促進策
- ・内航ユニットロード輸送に係る対策
- ・新技術の開発と実用化促進
- ・暫定措置事業の着実な実施等

について基本的な方向性を提示

具体化に向けて

内航船舶の代替建造推進アクションプラン

関係者が内航船舶の代替建造促進のために取るべき行動計画

産業物資キャリアの代替建造促進対策

- これからの内航海運のビジネスモデルの推進
・グループ化等を活用した、効率的な船舶、船員の確保モデルなど、これからの望ましいビジネスモデルの検討
- ・ビジネスモデル推進のための支援方策の検討

- 内航海運におけるコスト及び運賃・用船料のモニタリングの実施

- 内航海運に関わる幅広い関係者の連携強化に向けた取り組み

- 船型等の標準化と合理的な運航体制の検討
・標準化の内容に係る具体的な検討
(2000KLタンカーと499GT鋼材運搬船について)
- ・標準化の効果に応じた合理的な運航体制の検討

- 内航船代替建造推進に資する中小造船業・船用工業対策

- ・建造の中核となるコンサルタントの育成・活用
- ・中小造船業・船用工業における人材育成支援

- 船員不足に対応した効果的な内航船員確保対策
・海員学校等船員養成学校卒業生の就業対策推進
- ・航海当直を行うことができる船員養成のあり方の検討
- ・ニーズに対応した船員養成のあり方の検討

内航ユニットロード輸送に係る対策

- ・内航ユニットロードネットワークの充実を図るためのモデル的検討
- ・内航輸送の利用を奨励する仕組みづくり
- ・内航海運に係るモーダルシフト推進方策の調査研究

新技術の開発と実用化促進

- 新技術の開発及び実用化の促進
・新技術の実用化支援の枠組みの創設
- ・スーパーエコシップ(SES)の普及促進
- ・海上ブロードバンドの有効活用に向けた検討

- 省エネ船舶・機器への転換の推進
・省エネ船・省エネ設備の格付け

暫定措置事業の着実な実施等

- ・暫定措置事業の制度・運用のあり方の検討

定期的なフォローアップ・状況変化を踏まえた必要な見直しを実施

内航船舶の代替建造推進アクションプランを受けた内航海運政策の方向性について

効率的な船舶運航を可能にする代替建造の促進

◎地球環境にやさしい省エネ型船舶の建造促進と運航効率の改善

- －スーパーエコシップ(**SES**)
- －被代替船舶に比べ、燃費が大幅に改善される省エネ船
- －運航効率を向上させる運航形態の採用

- ← ・石油特会等を活用した船主の建造費用負担の軽減
- ・鉄道・運輸機構による新技術実用化促進のための助成制度創設(平成18年度)
 - ・鉄道・運輸機構による技術支援やコンサルティング

◎船舶・船内作業の標準化を通じた運航・建造の低コスト化・船内労働環境の改善

- －鉄道・運輸機構において開発された2000KL積み749総トン型ダブルハルタンカーの標準船の普及
- －499GT鋼材運搬船の標準化に係る調査・検討

内航海運業界の体質強化

◎暫定措置事業の今後のあり方の検討
(平成18年度中に方向性を取りまとめ予定)

◎内航海運ビジネスモデル検討会の開催
(平成18年11月に取りまとめ予定)

◎船員教育のあり方に関する検討会の開催
(平成18年7月に中間整理)

内航海運業界の近代化に向けた環境の整備

◎内航ユニットロード輸送に係る対策の推進

◎海上ブロードバンドの有効活用に向けた検討
(平成18年度中に取りまとめ予定)

◎中長期的な技術開発を実施

◎新技術に対応した乗り組み制度の早期見直し

旅客船航路の活性化に向けた事業展開

船旅の魅力向上策等について議論する「**船旅の魅力再生のための懇談会**」を本年3月に設置し、6月に中間とりまとめを行った。

目 的

ここ数年、国内旅客航路においては、観光ニーズの変化、離島の人口減少等により、利用者の減少に歯止めがかからない状況に加え、近年の燃料油高等によるコストの急激な上昇等により、長距離フェリー航路の相次ぐ休廃止、離島航路の採算悪化等が生じている。また、一方で、水辺の都市再生・地域再生や海洋国家である我が国の魅力発信のツールとして注目されているところである。

これらの状況に鑑み、旅客船に求められている魅力あるサービス等について、総合的かつ効果的な方策を検討するため、「船旅の魅力再生のための懇談会」を設置した。

検討事項

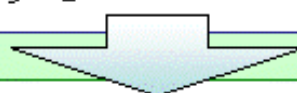
- ・国内旅客船における船旅の現状及び強み、弱みについて
- ・効果的な情報発信及び各主体との連携の強化について

検討体制

有識者(学識経験者、地域関係者、広報関係者及び観光関係者)及び旅客船事業者等で構成。(座長:安島博之(立教大学観光学部教授))

中間とりまとめの概要

- (1) 今後急増が指摘されている団塊世代のシニアや、船旅が比較的身近な西日本の船旅に向けた関東の市場の開拓など、業界全体で戦略を持って早急に取り組み、「国内旅客船による普段着の船旅」の底辺を底上げするためにしなければならない課題が存在
- (2) そのために、国及び業界団体で一致協力して、
 - ・旅客船事業者と旅行事業者、交通事業者、地域などの**多様な主体との連携の強化**
 - ・**「普段着の船旅」の魅力**について戦略的な情報発信を行うべき



今後の取組み : 船旅の魅力向上と離島の観光振興について、関係者が連携して取り組む

- フェリー、離島航路等の船旅の魅力向上を通じた地域振興に向け、具体的な施策につき、観光関係部局、旅行・旅客船業界団体等の関係者と調整・検討を進める。
- 経営環境の悪化に苦しむ離島航路の経営改善も絡めた離島観光振興に取り組む。
- これらについて関係部局と連携して取り組むこととし、情報発信の強化や旅客船事業者・旅行業界・地域産業等各関係者が一致協力したプロジェクトを展開する。

〈具体的な方策(例)〉 ・ 船旅の魅力向上 ・ 離島観光プランの支援 ・ 観光関連施策で各地のプロジェクトを支援 等

水先制度の抜本改革

これまでの経緯と今後の予定

- 平成17年11月 交通政策審議会「水先制度抜本改革のあり方について」答申
- 平成18年 2月 第164回国会に水先法の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を提出
- 平成18年 5月 「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」成立・公布
- 平成19年 4月 水先制度抜本改革の実施

今後、来年4月までに実施する事項

- ・ ベイ水先区とハーバー水先区の統合に向けた政令改正
 - ・ 水先人養成施設及び水先免許更新講習の登録要件等を定めるための省令改正
 - ・ 水先人免許の更新制度の運用方針策定
 - ・ 水先人になろうとする者の募集活動
 - ・ 水先人会の法人化に向けた諸準備
 - ・ 日本水先人会連合会の設立に向けた諸準備
- 等

水先制度の抜本改革（答申概要）

目的・施策の
効果

水先サービスの高度化・基盤強化

より安全で、効率的かつ適確なサービスを安定的に
利用者に提供できる総合的な仕組みの構築

水先人の養成・確保

船舶交通の安全確保

業務運営効率化・適確化

養成教育の充実強化

- ・水先人養成施設の養成課程の修了を免許の資格要件化

免許の更新制度の見直し

- ・水先免許更新講習の過程の修了を免許の更新要件化
- ・経験の少ない水先人等の免許の有効期間を短縮

資格要件の緩和・ 等級別免許制の導入

- ・三段階の等級別免許制

緊急的・臨時的な 強制水先の適用

資格要件緩和の中
でも安全を確保

水先料金に係る規制緩和

- ・省令料金制廃止
（上限認可制を導入）

ベイ水先区とハーバー水先区の統合

透明で責任のある 業務遂行の確保

- ・水先人会の法人化、財務諸表の公開等による業務運営の適確化

自主自律的な機能の強化

- ・水先人会及びその連合会による業務品質の向上

具体的施策

問題点

日本人船長減少の中、
早晚、水先人不足を招来

緊急・臨時的な
船舶交通の
安全確保の要請

業務運営の
効率化・
適確化の要請

全国一律の
省令料金で
硬直的

ILO海事労働条約への対応

背景（ILO海事労働条約について：平成18年2月採択）

船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉・社会保障等を定めた従前のILO海事労働関係諸条約等を、近年の社会情勢等に合わせ内容を抜本的に見直し新たに整理・統合して一本化するもの。

SOLAS、STCW、MARPOL条約に続く第4の柱として、海事労働に関するグローバルスタンダードを確立

ポイント

・船員の労働環境の向上

雇用条件、居住設備、医療・福祉・社会保障等に係る国際的基準を確立

・海運における適切な競争条件の確保

労働条件等に係るグローバルスタンダードに基づく公正な競争の確立

・旗国検査とPSCに基づき実効性を担保

旗国検査により法令遵守を確認し証書を発給
PSCにおいては証書に基づく検査を実施

・非締約国にもPSCを実施

No More Favorable Treatment（未批准国船でも検査）により非締約国のサブスタンダード船を排除

今後の対応

条約の批准に向けた取組み

※条約発効要件：世界の船腹量の33%を有する30ヶ国以上の批准→発効要件を満たした後、12ヶ月後に発効

国内においては、批准に向けて、本年秋頃を目途に立ち上げる予定の検討の場において関係者と十分な調整を行いつつ、国内法化に必要な作業を着実に進めていく。

モーターボート競走事業の活性化方策

(「モーターボート競走事業活性化検討委員会」報告書概要)

モーターボート競走事業の意義

- 広く国民に親しまれる健全な大衆レジャー
- 売上金は、①船舶関係事業や福祉事業等の公益事業の振興、②自治体における福祉増進等のための行政サービス等に充当
- 雇用の場の提供等地域経済の活性化等への寄与

モーターボート競走事業を巡る状況の変化

競走事業を取り巻く社会環境の変化の中で、

- 競走事業の売上げの長期的な減少
(H3年度売上約2兆2千億円→H16年度約9千8百億円)
- 施行者・モーターボート競走会の収支の悪化
(43施行者中15が赤字、19競走会中15が赤字(H16年度))
- 事業の広域化により、各場単位を基本とする事業運営の限界、連携施策の必要性の高まり

競走事業がその社会的意義を全うできるよう、社会環境の変化に柔軟かつ適確に対応した、自律的かつ持続可能な事業のあり方について見直しを行う必要性

(視点1) 事業運営の効率化

売上に見合った収益体質の改善

- 施行者の硬直的なコスト構造の見直し
 - ◆ 総人件費の10%程度(H16→H20)を目標とした人件費の削減
 - ◆ 優勝劣敗の原則や他競技の状況を踏まえた選手費の見直し(15%程度(H16→H20)削減見込み)
 - ◆ 適正な要員配置や柔軟な勤務形態 等
- 収益事業にふさわしい組織体制・経営手法の導入
 - ◆ 地方公営企業化の推進
 - ◆ 企業会計方式の導入
 - ◆ 私人・自治体への委託の推進 等
- 競走会・競走会連合会の運営体制のあり方
 - ◆ 両組織の一元化による運営の効率化、企画機能の強化

(視点2) より一層の事業の振興

業界全体の事業戦略の構築・売上拡大

- 商品としての魅力向上
 - ◆ 競技や運営に係る改善方策(スター選手の育成、魅力ある番組編成、賭式のあり方、ナイトレースの拡充等)について幅広く検討、逐次実施
- 広域発売体制の一層の強化
 - ◆ 迅速かつ円滑な場外発売場の設置推進(場外発売場の設置根拠の明確化等)
 - ◆ 多様な発売チャネルの開拓(ITポートピアの実現、民間企業・他競技との発売連携等)
- 戦略的かつ効果的な広報宣伝の実施
 - ◆ 全国広報と各場広報の役割分担、選手を前面に出した広報活動の実施等について検討、逐次実施

(視点3) 効果的な事業実施体制の整備

- 施行者の収支改善に向けた関係者による取組の推進
 - ◆ 継続的な支援体制について関係者で検討
- 赤字施行者に対する支援
 - ◆ 以下の支援策について関係者で検討
 - ◆ 事業の包括的委託による赤字施行者再建スキーム
 - ◆ 交付金猶予措置 等
- 業界全体の振興策の効果的かつ自律的な実施体制の構築
 - ◆ 以下の事項について関係者で検討
 - ◆ 振興策の実施に向けた効率的・機動的な体制の整備
 - ◆ 売上金配分のあり方及び再投資の仕組み

将来にわたるモーターボート競走事業の自律的な発展と
幅広い公益目的の実現

今後の取組み

現在、関係者と協議中であり、「モーターボート競走法の一部を改正する法律案(仮称)」を次期通常国会に提出予定